

# 教員らの安全配慮義務違反と生徒の自殺との間に 相当因果関係が認められないとされた事例

采女博文

[損害賠償請求控訴事件・東京高等裁判所平成17年（ネ）第5173号平成19年3月28日判決，判例時報1963号44頁（変更・一部認容，上告棄却）]

## 【事実の概要】

Aの中学校在学中の1月（第2学年3学期）から11月25日（第3学年2学期。Aの死亡前日）までの間の事実は以下のとおりである。

ア 中学校臨時懇談会において，2月4日，生徒の保護者に対し，第2学年につき，授業中に離席して騒ぐ生徒のために授業崩壊の様相を呈し，多くの女子生徒が授業を受けず，保健室や図書室にたむろするなど，勉学に集中できない状況で，生徒間にいじめが認められ，対策として，第3学年進級時，通常実施されないクラス替えを予定していると報告され，4月，クラス替えが実施された。

イ Aは，第2学年3学期ころから，自転車の荷台，前かご等を曲げられ，パンクさせられ，教科書等を隠され，前髪を不揃いに切られるなどし，登校をいやがるようになり，3学期に11日欠席し，Xからの通報や教諭の家庭訪問を契機として，Aの不登校に配慮したクラス替えがされた。

ウ Aは，E1及びF1により，4月以降，頻繁にプロレスごっこや肩パンと称する遊びの相手をさせられ，1学期の間，毎日のように上記遊びに藉口して一方的に暴行を加えられるようになり，この間，他の同級生による制止もなく，4月23日（金曜日），授業終了後，女子生徒を含む同級生の前で，F1により羽交い締めになされて倒れ，E1によりズボンとパンツを引き下げられた後，F1により無理矢理仰向けにされて性器を露出させられ，その後初めて登校した26日，上記両名から性器に関連してからかわれ，27日，28日及び30日欠席した。H教諭は，Aの欠席中，Mから23日の出来事につ

いて通報を受けたが、後日の事情聴取において、Aから、単なる事故で、いじめられたのではなく、E1に注意を与える必要もないとの応答を受け、格別の措置を講じなかった。

エ Aは、5月15日ころ、理科の授業中、E1により、両眼の瞼付近をサインペンで汚く塗られ、E1は、L教諭の制止に対してAの承諾を得たと強弁したのみで、叱責もされず、級友も、E1の行動を制止せず、傍観していた。H教諭は、後刻、L教諭に顛末を聞き、E1に注意を与えようとしたが、その必要がない旨のAの意見を受け、E1に対する指導も、叱責もしなかった。

オ Aは、6月14日、履いていた新しいスポーツシューズをE1に取上げられ、数日間履き続けて泥まみれにされ、また、1学期(日時不明)の掃除作業中、L教諭の面前で、F1により、太股を蹴りつけられた。

カ Aは、第3学年2学期には、6日から8日までのほか9月中欠席せず、回数は減ったもののE1から肩パン遊びの相手をさせられ、休み時間中、同級生と話すことが減り、机上にうつ伏せになっていることが多く、同級生と一緒に帰宅することではなく、クラスの異なるMと帰宅するようになった。

キ Aは、10月26日、遠足の休憩時間中、Mと過ごした後、同級生の下に戻り、同級生にリュックサックを奪われ、取り戻そうとして坂の下に向かって押し倒され、持参した弁当を食べないまま帰宅し、28日、10月に入ってから初めて欠席した。

ク Aは、11月1日(月曜日)、Xらに対し、今後一生学校に行かない、勉強に疲れた等と登校拒否の強い意思を示し、以後、登校も、高校受験に備えるための勉強もしなくなり、来訪したK主任等から、励ましや学校祭への誘いを受けても登校せず、6日ころ以降、自室で日中もカーテンを閉めて過ごし、数日間、自室に運ばれた食事にもほとんど手をつけず、時折、テレビを見、ゲームをするほか、2、3日に一度来訪するMと雑談やゲームをして過ごした。

ケ X1は、同月7日夜、H教諭に対し、電話により、Aの様子を伝え、前日Mから聞いて初めて知ったパンツ下げ事件への同教諭の対応について抗議し、8日、学校において、G校長、教頭、K主任及びH教諭から、同事件の

- 詳細につき調査中であると説明を受け、E1らに謝罪させるよう要求した。
- コ Aは、同月10日、H教諭から、E1及びその両親が謝罪に来訪した旨伝えられたが、謝罪されることはないと言われ、面会に応じず、E1の持参した謝罪の念書をゴミ箱に捨てた。
- サ Aは、同月13日（土曜日）午後、H教諭の誘いにより登校して同教諭の手助けをし、同じころ、N家庭教師に誘われて宇都宮市に赴き、購入したハンバーガーを共に自宅で食べ、同月後半には、時折、食事を摂り、自室を出るようになった。
- シ Aは、同月17日、X1に学校を怖がる発言をしたが、21日、H教諭に勧められて来訪した級友とゲームをして遊び、同月23日、同月初めての授業のために来訪したNから、K中学校の生徒が進学する可能性が低い私立乙高校への進学を勧められ、表情を少し明るくし、勉学の意欲を示した。
- ス Aは、同月25日、消灯して自室に伏せていたが、来訪したMとしばらく雑談し、午後6時ころから7時ころまでは、N家庭教師と雑談して過ごし、午後8時半ころ、Xらとともに、夕食を摂り、ロールキャベツがおいしいと言って多く食べ、その後、ゲームをした後、X1から促されて入浴しており、同日のAの様子が変わった点は認められなかった。
- Aの両親であるXらは、Aが栃木県鹿沼市立K中学校第3学年に在学中、同級生から継続的にいじめを受けていたにもかかわらず、教員らが安全配慮義務に違反して必要な措置を講じなかったため自死するに至ったと主張して、鹿沼市に対しては国家賠償法1条1項に基づき、栃木県に対しては同法3条1項に基づき損害賠償を求めた。
- 宇都宮地裁平成17年9月29日判決は、Aがいじめを受けたこと及びAに対するいじめを阻止しなかったK中学校教員らの安全配慮義務違反を認めたが、いじめとの事実的因果関係を否定した。これに対して、本判決は、Aの死亡といじめとの事実的因果関係を認めたが、安全配慮義務違反との相当因果関係を認めるには足りないとし、いじめによりAが受けた肉体的・精神的苦痛に対する慰謝料及び弁護士費用相当額として、1100万円を認容した（加害生徒E1及びF1並びにその各両親と控訴審で訴訟上の和解による240万円は控除した）。

## 【判決要旨】

### (1) Aに対するいじめと自死との事実的因果関係

「Aは、K中学校第3学年に進級後、E1らの継続的な暴行によるいじめを受け、級友の助力もないままに過ぎ、次第にクラスの中で救いのない状況に陥り、2学期以降、それでも息を潜めるようにして登校を続けていたが、孤立感を深め、前記遠足の際の出来事を契機として、生きること自体にも執着しなくなって登校することを止め、遂に自死するに至ったと推認することができる。このような経過は、集団におけるいじめに通有のものというべきで、本件においては、E1らの上記暴行がAを自死にまで至らせた重要な契機の一つとなったことは疑いないが、それのみではなく、理不尽な暴行を阻止せず、これによるAの被害の継続を放置した級友の卑怯な態度も、それ自体がいじめとして、Aが孤立感を深め、自死に至った一つの原因となつたと推認することができる。」

### (2) 安全配慮義務違反とAの死亡との相当因果関係

①教員らが安全配慮義務を尽くしていれば、第3学年1学期中早期にパンツ下げ事件以後のいじめを阻止し得た高度の蓋然性を認めることができ、第3学年1学期が終わるまでの間にAがE1らからはほぼ毎日のように暴行や辱めを内容とするいじめを受け、肉体的・精神的苦痛を被ったことが、教員らの安全配慮義務違反と相当因果関係のある損害に当たることは明らかである。

②「Aは、第3学年2学期（10月末まで）にも、E1から暴行を複数回受け、クラス内で孤立無援の状況に置かれて深刻な疎外感を感じ、K中学校における生活に強い精神的な苦痛を感じて生活していたが、1学期中にAに対して加えられた執拗ないじめの態様を考慮しても、夏休みを挟んだ2学期においてもAがいじめを受けたり、クラス内で疎外された状況に置かれたりすることが通常であるとまではいえず、K中学校教員らにおいて、Aに対する安全配慮義務を怠っていた1学期の当時には、2学期にもAに対するいじめが続くことを予見し得たと認めるに足りず、Aが2学期に受けた肉体的・精神的苦痛につき、教員らの安全配慮義務違反と相当因果関係を認めることはできない。」

Aは、第3学年2学期途中から登校しなくなった時点では、長期にわたっていじめを受けたことを誘因としてうつ病に罹患しており、これにより自死に至ったのであるが、K中学校教員らの安全配慮義務違反は、4月23日（パンツ下げ事件）以後1学期終了時までの期間について認めることができ、この期間中にAが受けたいじめの内容及び程度は、暴行による苦痛を与えるだけでなく継続的に人間としての尊厳を踏みにじるような辱めを加えるものであって、E1及びF1によるいじめを傍観し、時には加担した同級生の態度も加わって、極めて強い精神的負荷をAに加えるものであった。しかし、Aは、1学期が終了した時点ではうつ病に罹患していたとまでは認められず、その後の経緯を経てうつ病に罹患したこと、Aに対するいじめは、暴行自体は深刻な傷害を負わせる程度であったとは認めることができず、いじめにより受けていた精神的な苦痛が他者からは把握し難い性質のものであったことを併せ考えると、Aが1学期中に受けたいじめを原因としてうつ病に罹患し、自死に至るのが通常起こるべきことであるとはいえず、いじめを苦にした生徒の自殺が平成11年以前にも度々報道されており、いじめが児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、自殺等を招来する恐れがあることなどを指摘して注意を促す旧文部省初等中等教育局長通知等が教育機関に対して繰り返し発せられていたことを勘案しても、K中学校教員らが、第3学年1学期当時、Aがいじめを誘因としてうつ病に罹患することを予見し得たとまでは認めるに足りないといわざるを得ない。

よって、K中学校教員らの安全配慮義務違反とAのうつ病罹患及び自死との相当因果関係を認めることはできない。」

## 【研究】

### 1. 本判決の特徴

本判決は、①いじめと自死との事実的因果関係を肯定したこと、②第3学年1学期について教員の安全配慮義務違反（過失）を肯定し損害賠償請求を認めたこと、③第3学年2学期について安全配慮義務違反を否定したこと、④第3学年1学期の安全配慮義務違反と自殺との相当因果関係を否定し、死亡を賠償範囲に含めなかったことに特徴がある。

本判決は実務に影響があるようである。<sup>(1)</sup> 自死の予見可能性の問題を中心に本判決の問題点を改めて検討する。<sup>(2)</sup>

## 2. 安全配慮義務違反と自死との相当因果関係

本判決の「安全配慮義務」概念は、「安全配慮義務を怠った過失」という表現にみられるように、国家賠償法1条適用上、公務員（教員ら）が職務上尽くすべき注意義務の内容として把握されることになる。判決は、安全配慮義務をまずこう把握している。「学校は、保護者の委託を受けて教育する責務を負い、保護者から受託した生徒につき、学科について教育するだけではなく、学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における生徒の安全を確保すべき義務を負うのであり、学校の支配下にある限り、生徒の生命、身体、精神及び財産等の安全を確保すべき義務を負い、外部者による侵害だけではなく、生徒による侵害に対しても同様で、学校において、他人の生命、身体等の安全の確保に関する規律を習得させる機会を生徒に与えることも期待されていると解せられる。」

本判決を、もし、安全確保義務に加えて、「他人の生命、身体等の安全の確保に関する規律を習得させる機会を生徒に与えること」も安全配慮義務の内容を構成すると読めるとすれば、一歩前進した認識である。もっとも比較的初期段階から他の裁判例でも、教育責任、「教育を施すべき義務」は語られている。たとえば、「児童の生命、身体等の安全について万全を期すべき条理上の義務」の具体的内容のうちに、「集団生活を営んでいくうえに必要な人格教育や予想される児童間の事故を防止するために必要な事項についての教育を施すべき義務をも包含する」（三室小学校いじめ負傷事件・浦和地判昭和60年4月22日判時1159号68頁）

しかし、判決には、教育責任という捉え方が見られるにもかかわらず、法的判断に生かされてはいないようである。「Aのうつ病り患は、K中学校において長期にわたって人格を否定されるようないじめを受け、クラスで孤立無援の状況に置かれ、極めて強い精神的負荷を受け続けたことによると認めることができる。」とすれば、「規律を習得させる機会を生徒に与えること」は学校側の義務となっていたはずのように考えられる。1学期に発

生したはずのこの義務が懈怠されたまま、2学期を迎えたのではないだろうか。

(1) 第3学年1学期の安全配慮義務違反

判決は、時期を分けて、本件における教員の安全配慮義務違反の有無を検討している。第3学年1学期については、教諭らがAに対する安全配慮義務を怠った過失があることを認める。

「K中学校においては、Aの学年の生徒について、第2学年当時から、授業崩壊の様相を呈していることが危惧され、その対策のためにも異例のクラス替えが実施されたのであり、この事実をも基礎にすれば、K中学校の教員らは、上記両事件〔パンツ下げ事件、授業中の両脛へのいたずら書き事件〕を契機として、職員会議等における意見及び情報の交換、生徒からの事情聴取を実施することにより、上記事件以外にも、前記認定のとおり、Aが、プロレスごっこ等の遊びに藉口した暴行を繰り返され、同級生から蹴られ、靴を奪われる等の理不尽な被害に遭っていた事実を知り得たと認めることができる。この事情の下においては、同校の教員らは、加害生徒を諷めることはもとより、その保護者に対し、加害生徒の指導、監督等、保護者としての責任を果たすよう求め、Aに対する暴行を知りながら傍観したり、暴行に加担したりする生徒には、暴行を受ける生徒の心の痛み及び傍観することもいじめにほかならないことを理解させ、いじめを解消する行動を促すなどし、いじめによる被害を解消するための指導及び監督の措置を講じる注意義務を負っていたというべきである。」

「H教諭は、上記注意義務に反し、パンツ下げ事件について、Aの説明と事情を知らない旨の同級生2名の説明のみに依拠して、E1の暴行によるものではないと速断し、両脛を汚く塗られた事件についても、E1に注意を与える必要はない旨のAの意見のみに依拠して、E1に対する指導も、叱責もせず、K主任及びL教諭は、H教諭とともに、自己の見聞きした事実のみに基づいていじめと受け止めず、上記措置を講じず、その結果、前記認定のとおり、その後もAがプロレスごっこ等の遊びに藉口した暴行を受けるのを阻止できなかったのであり、同教諭らには、A

に対する安全配慮義務を怠った過失があるというべきである。」

## (2) 2 学期の安全配慮義務の否定

判決は、「Aが第3 学年 1 学期にE1らの執拗ないじめを受けていたことを踏まえると、甲中学校教員らは、更に注意深く、2 学期以降のいじめの継続について観察し、いじめの徴候の有無を把握するようにつとめていれば、Aの置かれた状況についての的確に把握することができたのではないかと考えられ、この点が惜しまれるものの」と述べる。いじめ問題への取組で必須と考えられる「継続的な観察」は法的な義務としては把握されていない。

判決は、2 学期にAが置かれていた状況の深刻さを理解していないわけではない。「Aは、第3 学年 2 学期には、目立つ暴行を受けることが減ったものの、E1から肩パン遊びの相手をさせられ、休み時間中、机上にうつ伏せになっていることが多く、同級生と一緒に帰宅することはなく、クラス内での孤立を深め、9 月27日及び28日、胸の痛みを訴えて診察を受け、10月26日、遠足の際、同級生らからそれ自体は他愛のないからかいを受けた後、登校しなくなり、登校しなくなった時点ではうつ病に罹患していた」。「Aは、クラス内において、時折同級生による理不尽な攻撃を受け、同級生の助力も受けられず、自尊心を傷つけられ、孤立感を深め、K中学校における生活に強い苦痛を感じていたと推認することができる。」

にもかかわらず、判決はこう述べる。「長期の夏期休暇期間が挟まれ、2 学期には、Aが、席替えにより、理科室においてE1に嫌がらせを受けることがなくなり、E1やF1からプロレスごっこ等の遊びに藉口した暴行を受けることが減り、「ドリル」というあだ名でからかわれることもなくなり、1 学期のような目立った事件が起きて（いない）」から、「Aがクラス内で置かれていた状況を改善するための具体的措置を講ずべき安全配慮義務をK中学校教員らが負っていたとまでは認め難い。」

この判決の叙述が 1 学期と 2 学期とで分裂しているのを整合的に理解するのは困難である。

### (3) 1学期の安全配慮義務違反と自死との相当因果関係の判断

判決は、「Aは、第3学年2学期途中から登校しなくなった時点では、長期にわたっていじめを受けたことを誘因としてうつ病に罹患しており、これにより自死に至った」と認める。そして、「Aのうつ病罹患は、K中学校において長期にわたって人格を否定されるようないじめを受け、クラスで孤立無援の状況に置かれ、極めて強い精神的負荷を受け続けたことによる」と認める（事実因果関係の肯定）。

しかし、判決は、2学期の学校側の安全配慮義務の否定をした。その結果、判決は、教員らが1学期時点で2学期不登校時点でのAのうつ病罹患を予見できたかを問題にすることになり、結果として予見可能性を否定した。判決が、うつ病罹患の予見と自殺の予見とを直結できるとみているのか、論旨はやや不明である。本判決での自死の予見可能性は、民法416条2項の予見可能性であり、過失判断における結果発生の予見可能性ではない。

「Aは、1学期が終了した時点ではうつ病に罹患していたとまでは認められない。Aに対するいじめは、暴行自体は深刻な傷害を負わせる程度であったとは認められない。「いじめにより受けていた精神的な苦痛が他者からは把握し難い性質のものであったことを併せ考えると、Aが1学期中に受けたいじめを原因としてうつ病に罹患し、自死に至るのが通常起こるべきことであるとはいい難く、いじめを苦しめた生徒の自殺が平成11年以前にも度々報道されており、いじめが児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、自殺等を招来する恐れがあることなどを指摘して注意を促す旧文部省初等中等教育局長通知等が教育機関に対して繰り返し発せられていたことを勘案しても、K中学校教員らが、第3学年1学期当時、Aがいじめを誘因としてうつ病に罹患することを予見し得たとまでは認めるに足りないといわざるを得ない。」

まず、本判決が第3学年2学期について安全配慮義務を否定した点に着目してみる。

「Aが第3学年1学期にE1らの執拗ないじめを受けていたことを踏まえると、K中学校教員らは、更に注意深く、2学期以降のいじめの継続につ

いて観察し、いじめの徴候の有無を把握するようにつとめていけば、Aの置かれた状況についての的確に把握することができたのではないかと考えられ、この点が惜しまれるものの、長期の夏期休暇期間が挟まれ、2学期には、Aが、席替えにより、理科室においてE1に嫌がらせを受けることがなくなり、E1やF1からブレスごっこ等の遊びに藉口した暴行を受けることが減り、「ドリル」というあだ名でからかわれることもなくなり、1学期のような目立った事件が起きておらず、これらの事実を総合すると、Aがクラス内で置かれていた状況を改善するための具体的措置を講ずべき安全配慮義務をK中学校教員らが負っていたとまでは認め難い。」

判決が、「Aは、第3学年2学期途中から登校しなくなった時点では、長期にわたっていじめを受けたことを誘因としてうつ病に罹患しており、これにより自死に至った」との認識に立ちながら、第2学期の義務違反を否定できたのはなぜだろうか。確かに、第2学期の義務違反を否定できれば、自殺との因果関係の相当性を否定することが論理的に一貫する。しかし、結果論的には、夏期休暇期間をはさんでいじめは1学期、2学期と継続しており、被害生徒の被害はより深刻化していたのである。2学期の被害の深刻化を判決はこう表現している。

「Aは、第3学年2学期には、目立つ暴行を受けることが減ったものの、E1から肩パン遊びの相手をさせられ、休み時間中、机上にうつ伏せになっていることが多く、同級生と一緒に帰宅することはなく、クラス内での孤立を深め、9月27日及び28日、胸の痛みを訴えて診察を受け、10月26日、遠足の際、同級生らからそれ自体は他愛のないからかいを受けた後、登校しなくなり、登校しなくなった時点ではうつ病に罹患していたと認められ、11月26日、自死するに至った。

Aは、クラス内において、時折同級生による理不尽な攻撃を受け、同級生の助力も受けられず、自尊心を傷つけられ、孤立感を深め、K中学校における生活に強い苦痛を感じていたと推認することができる。」

本判決をこう読めるのだろうか。①1学期に執拗ないじめを受けていても、2学期以降のいじめの継続について観察し、いじめの徴候の有無を把握するようにつとめる法的な義務はない。長期の夏期休暇期間が挟まれ

ば、いじめの継続性はなくなる。②1学期のような目立った事件が起きていないから、Aがクラス内で置かれていた状況を改善するための具体的措置を講じる義務はない。目立った事件が発生したときに対処すればよい。本判決が2学期の義務違反を否定したことには強い違和感を覚える。

判決は、2学期について、「具体的措置を講じる義務」を否定した。では、1学期に講じることを求めた具体的措置に立ち戻って考えてみる。

1学期については、「同校の教員らは、加害生徒を諷めることはもとより、その保護者に対し、加害生徒の指導、監督等、保護者としての責任を果たすよう求め、Aに対する暴行を知りながら傍観したり、暴行に加担したりする生徒には、暴行を受ける生徒の心の痛み及び傍観することもいじめにほかならないことを理解させ、いじめを解消する行動を促すなどし、いじめによる被害を解消するための指導及び監督の措置を講じる注意義務を負っていた」との叙述がある。

1学期において講じるべき注意義務の懈怠が2学期に継続しているとなぜ判決が考えなかったのか。1学期については、次の叙述がある。「生徒間のいじめは、教員に隠れて行われるのが通例で、いじめの現象を発見するのは容易ではなく、その発見や、これを発見したときの対処にはそれなりの準備と工夫を要する。いじめは、本件におけるように、被害生徒が通報することがないのが通例で、他の生徒の通報が発見の契機となる。通報を契機として、事情聴取しても、被害生徒すら事実を否定するものであり、そのみからいじめがないと判断するのは愚かの極みである。被害生徒は、教員に期待することができないと判断するとき、通報を理由とする被害の拡大を避けるためにいじめの事実を否認するのであり、この見易い道理を踏まえ、教員は、教員同士、互いに足らざるを補い、事態に対処することを要する。」。

この叙述をふつうに読めば、いじめ被害が解消したと判断できるまで、継続的な観察、指導が必要であるという認識につながるのではないか。他の裁判例でも、「放置することのできないいじめの実態が解明されたときには……一定期間は特に注意深く当事者生徒の行動を身守り、その結果いじめが根絶されたと信じられるときは平常の態勢に復する」（いわき市小

川中学校いじめ自殺事件・福島地（いわき支部）判平成2年12月26日判時1372号27頁）と認識されている。

判決は、安全配慮義務を尽くすための具体的措置をどのように考えているのか。いじめによる被害を解消するための指導及び監督の措置を講じる注意義務の内容としては、「同校の教員らは、加害生徒を諫めることはもとより、その保護者に対し、加害生徒の指導、監督等、保護者としての責任を果たすよう求め、Aに対する暴行を知りながら傍観したり、暴行に加担したりする生徒には、暴行を受ける生徒の心の痛み及び傍観することもいじめにほかならないことを理解させ、いじめを解消する行動を促す」ことが示されている。また、被害者の対応の箇所では、次の叙述がある。「被害者は、理由もなくいじめを受けながら、羞恥心から、事実を通報することに強い心理的抵抗を覚え、通報しないばかりか、確認を求められてもこれを否定する態度に出ることが多いことも周知のところである。しかしながら、被害者のこのような対応は、被害を解消するのに資するところがないばかりか、結果として、害毒を拡散する途を拓くに等しい。いじめの解消は、被害者が、羞恥心から自己を解放し、被害の拡大を防止する強い決意を示す行動として、いじめを通報することから始まるというべきで、このような被害者の勇気こそが望まれるのである。」

一般論としては、その通りである。問題は、被害者が勇気を持てるような取組が教育機関には要求されているにもかかわらず、本件学校ではそのような取組がなされていない。判決はこの取組の欠如に対する法的評価を欠落させている。「他人の生命、身体等の安全の確保に関する規律を習得させる機会を生徒に与える」という職務が尽くされていれば、状況は変わったのではないか。被害者の対応の落ち度が、安全配慮義務違反と自殺との相当因果関係を否定する背景にあるとすれば、裁判官にはより深い認識が要求されているように思う。

また、本件いじめ事件の特徴が、「暴行を加えた者だけではなく、被害者の陥った状態を放置した級友の卑怯な態度も、いじめの大きな要素であり、敢えて言えば、被害者以外の級友のすべてが加害者と言ってよい事例」であるとすれば、学校側の教育責任に焦点を合わせて法的義務を論じる

べきであったろう。教育責任を法的責任と切断して考えないことが重要である。<sup>(3)</sup>

学校の教育責任を子ども達の学習環境を確保し、調整する義務（学習環境調整義務）というとらえ方もできるのではないか。<sup>(4)</sup>すでに、職場でのセクシュアル裁判では、就業環境調整義務（被用者の人格的利益を尊重し働きやすい環境を保持する義務）という概念が定着しつつある。<sup>(5)</sup>学校側の義務を「目立った事件が起き」たときに、被害を「阻止すべき措置を講じる」としてのみ把握するのでは、教員らの注意義務の水準は20数年前の段階にとどまる。今日では、いじめを学校生活に不可避免的に発生するものと捉えて、危険の除去のための仕組みを作り上げること、児童・生徒に危険回避のための方法を教えておくことが要求されると考えるべきではないだろうか。<sup>(6)</sup>

### 3. 自死の予見可能性を要求する学説について

最判平成5年9月9日判時1477号42頁（交通事故後自殺類型）、最判平成12年3月24日民集54巻3号1155頁（過労自殺類型）<sup>(7)</sup>は、死亡を賠償範囲に含めたが、過失判断においてうつ病り患ないし自殺の予見可能性を必要としていないと読める。

過労自殺類型や交通事故後自殺類型では、自死による損害を賠償範囲に含めるものが多い。<sup>(8)</sup>にもかかわらず、なぜ、いじめ自殺類型で、教員らの予見可能性を否定して自死による損害を賠償範囲から外す裁判例が後を絶たないのか。

自殺の予見可能性を認めて自死（死亡）を賠償範囲に含めたのが、津久井町立中学校いじめ自殺事件・横浜地判平成13年1月15日判時1772号63頁、同控訴審判決・東京高判平成14年1月31日判時1773号3頁<sup>(9)</sup>であり、他に、いわき市小川中学校いじめ自殺事件・福島地（いわき支部）判平成2年12月26日判時1372号27頁が自死による損害を賠償範囲に含めているにすぎない。これに対して、中野富士見中学校いじめ自殺事件・東京地判平成3年3月27日判時1378号26頁、中野富士見中学校いじめ自殺事件控訴審判決・東京高判平成6年5月20日判時1495号42頁、城島中いじめ自

殺事件・福岡地判平成13年12月18日判時1800号88頁，同・福岡高判平成14年8月30日〔裁判所ウェブサイト〕，知覧中いじめ自殺事件・鹿児島地判平成14年1月28日判時1800号108頁，朝日中学いじめ自殺事件・新潟地判平成15年12月18日判例地方自治254号57頁，女子高生いじめ自殺事件・横浜地判平成18年3月28日判時1938号107頁<sup>(10)</sup>と，自殺の予見可能性を否定する例が多い。

本判決は，自死が通常損害とはいえないとしたうえで，自死の予見可能性を否定して自死による損害を賠償範囲から外した。問題を損害賠償の範囲の問題として捉えて，民法416条類推適用で処理をした。しかし，すでに損害賠償の範囲を加害者の予見可能性の有無で画定することについては批判しつつされている。<sup>(11)</sup>

しかし，最近，「いじめによる自殺についての責任を問う上で自殺についての予見可能性を要求しないという考え方は疑問である」と述べる有力説が登場している。<sup>(12)</sup> この説は，不作為不法行為における因果関係の認定は作為義務違反＝過失の認定と密接に関連し，過失に吸収されるという理論を前提にして，いじめによる自殺における学校側の責任を不作為不法行為という側面から捉え，『因果関係』要件を作為義務違反（安全配慮義務違反）の要件の中に位置づける。そして，加害者の過失（安全配慮義務違反）の有無については，加害者に（a）結果についての予見可能性ないし予見義務違反があったか否か，（b）予見可能性があった場合に，結果回避義務を尽くしたか否かによって判断するのが判例であるから，「自殺についての責任要件として自殺についての予見可能性が要求されることは否定し得ない」と論じる。もっとも，この説は，横浜地判平成18年3月28日事例，東京高判平成19年3月28日事例では，「学校としての組織体としての予見可能性」を問題にすることによって自死の予見可能性を認めるものと考えられるので，自死の予見可能性を問わない説との実際上の差異は生じないかもしれない。

淡路剛久も，いじめによる自殺を，不法行為の成立要件としての加害行為と損害との条件的因果関係を前提として過失の要素としての予見可能性の問題として扱う。<sup>(13)</sup>

では，過失判断のレベルで，自死の予見可能性は必要なのだろうか。た

例えば、義務射程説（平井宜雄）の論理をみると、過失不法行為の義務射程に含まれるか否かの対象となる「損害」は規範的判断を加えることによって決まる。規範的判断を行うには、各事実が被侵害利益の重大さに応じてランクづけられ、最も上位の被侵害利益が「損害」であって、他の損害の事実は、それに包摂されて「損害」の認定の資料となる地位を占めると位置づけられている。<sup>(14)</sup> そうすると、過失判断では自殺（死亡）に焦点を合わせることは自明なことのように思える。

これに対し、小川中いじめ自殺判決・福島地（いわき支部）判平成2年12月26日は、国家賠償法1条1項に基づき被告の過失によって原告に生じた損害賠償（死亡の逸失利益）を認めた。まず、学校の注意義務（生徒を指導監督すべき義務及び生徒の安全を保持（配慮）すべき義務）についての一般論を述べる。その上で、具体的な検討を加えて、「Aに対するいじめに対処するうえで過失があったことは否定し難いものといわなければならない。また、これまでみたところからすれば、学校側の過失とAの自殺との間に相当因果関係があるものということが出来る。」との判断をしている。小川中判決は、過失判断と相当因果関係判断を同時に、一体的に行っている。その上で、なお書きで、自殺の予見可能性について次の叙述がある。

「学校内の悪質ないじめにより被害生徒が自殺に至ることがあるということは、……当時しばしば雑誌、新聞等で指摘されていたところであって、学校側において、前記注意義務を尽くせば、本件いじめの経緯や深刻な実態等を知り得べき立場にあったものであるから、一般論としてはAの自殺も予見不可能なものであったということとはできないかもしれない。」「Aに予て自殺の兆しがあったというまでの事実はおよそ認められない以上、学校側においてAが自殺することを予見すべきであったということとはできないものとする。しかし、そもそも学校側の安全保持義務違反の有無を判断するに際しては、悪質かつ重大ないじめはそれ自体で必然的に被害生徒の心身に重大な被害をもたらす続けるものであるから、本件いじめがAの心身に重大な危害を及ぼすような悪質重大ないじめであることの認識が可能であれば足り、必ずしもAが自殺することまでの予見可能性があったことを要しないものと解するのが相当である。」

ここでは、過失判断のレベルで、「Aの心身に重大な危害を及ぼすような悪質重大ないじめであること」の認識、予見可能性で足りるとの判断が示されている。

自殺の予見可能性を不要とする説でも、過失判断のレベルで、「予見ないし結果回避義務違反の有無」を判断している。問題は、予見すべき損害のとらえ方である。たとえば、伊藤進は、自殺は「いじめ」被害の一内容にすぎないとみることができ、このため「いじめ」についての予見可能性があるだけでよい、と解している。<sup>(15)</sup> その理由は、「自殺は意思的行為にかかわるものであることから、外部的に自殺念慮を表白していないかぎり予見し回避することは不可能だからである。<sup>(16)</sup> その上で、因果関係のレベルで、悪質で重大な「いじめ」について予見可能性があった場合には、「いじめ」による自殺は「通常損害」であると説明する。自殺の具体的な予見可能性を問えば、予見可能性を肯定できるケースは極めて限定される。市川須美子も、この判決を、「その重大悪質さにとまなう自殺の抽象的レベルでの予見可能性で足り、実際上は非常に立証困難な自殺の具体的な予見可能性は不要であるとした」と解している。<sup>(17)</sup>

過失判断において、「最も上位の被侵害利益」である自死の予見可能性、回避可能性に焦点を当てなければならない論理的必然性はないのではないか。<sup>(18)</sup> そもそも自死という結果については被害者の意思的関与という帰責性を完全には払拭できない以上、事実的因果関係の存否の判断自体に規範的評価を含まざるを得ないのである。<sup>(19)</sup>

また、「自殺についての予見可能性」を要求する説が説く予見可能性の意味内容は、「全教職員の協力、スクールカウンセラーの配置、スクールカウンセラーと教師との連携、教師個人の専門的能力の修得、さらにはいじめをなくすためのための教育、いじめが自殺を招く可能性があることを教える教育などを前提とする、学校組織全体としての予見可能性」である。<sup>(20)</sup> とすれば、自死の予見可能性を不要とする説との実質的な差異は生じないと思われる。問題は、この説が前提とする「教育」が施されていない現実があること、この「教育」の懈怠に対してどのような法的評価を与えるかである。<sup>(21)</sup> 医療過誤の分野では、医師の注意義務の基準（規範）としての

医療水準の議論が定着している。<sup>(22)</sup> いじめ問題に取り組む技術の水準を問うというアプローチの仕方によって学校側の過失認定、立証責任の転換を議論することもできるのではないだろうか。

#### 4. おわりに

いじめ問題に関しては、「学校の法的責任を問うことが、事態適格的な問題の解決を導くのか疑問」、「不法行為法の損害抑止機能をこのケースで過大に評価すべきではない」とする所説もある。<sup>(23)</sup> 確かに、いじめの発生機序は多様であり、すべてが学校に帰責されるわけではない。<sup>(24)</sup> しかし、提訴・判決を通しての抑止効果、「いじめ問題に取り組むことができる」学校作りという被害家族の願いに応えたい。<sup>(25)</sup>

いじめ死が社会問題として認識されて20年数年が経過した。しかし、いじめに取り組む教育技術の向上について肯定的な評価をすることができるのだろうか。<sup>(26)</sup> 今日、教育に携わる者は、「教師個人の専門的能力の修得、さらにはいじめをなくすためのための教育、いじめが自殺を招く可能性があることを教える教育」<sup>(27)</sup> を法的義務として受け止める必要がある。

- (1) 朝日新聞（群馬県版）2011年11月5日は、桐生市立小学校6年女児いじめ自殺訴訟の第4回口頭弁論で、西口元・裁判長は、パンツを脱がされたり、サインペンで顔に落書きされたりした中学3年の男子生徒の自殺について予見可能性を認めなかった2007年の東京高裁判決を例示。『本件では悪口や仲間はずれのいじめで、自殺を予見できたかが最大の争点だ』と述べた。」と伝える。
- (2) 本判決の判批には、小賀野晶一・判例地方自治300号58頁があり、割合的認定論の立場から批判がなされている。因果関係の構造を「いじめとうつ病り患との関係」( $\alpha$ )と「うつ病り患と自殺との関係」( $\beta$ )とに分ける。いじめによる自殺事案において、被害者がうつ病にり患していた場合において( $\alpha$ )について因果関係あるいは予見可能性が認められるなら、原則として( $\beta$ )の因果関係は事実上推定される。加害者側はかかる推定を覆すことが要求される。

- (3) 身体の病理を治療に当たる医師に帰責しないのと同様、いじめという病理のすべてを学校・教師に帰責するわけではない。共に、期待することができる水準の注意義務を尽くしたか否かが問われるのである。
- (4) 鹿児島知覧中いじめ自殺事件では、原告側は、「公立学校の教員は、学校教育活動及びこれに密接に関連する生活関係において、生徒が平穏な学習環境の中で安心して学習に専念できるよう暴力行為等を含むいじめを防止し、いじめ対象生徒の生命、身体等の安全を確保し、いじめが加えられないよう適切な配慮、指導等を行い、いじめを事前に防止すべき注意義務を負う。」と主張した。「子ども達が安心して勉学できる環境」を保証できなければ、教育機関としての職責を果たしているとはいえないだろう。安全配慮義務については、采女「いじめ裁判と安全配慮義務・報告義務」鹿大法学論集39巻1号59頁以下（2005）。
- (5) 福岡地判平成4年4月16日判時1426号49頁、京都地判平成9年4月17日判タ951号214頁、千葉地判平成10年3月26日判時1658号160頁、東京セクハラ（破産出版会社）事件・東京地判平成15年7月7日労働判例860号64頁、青森セクハラ（バス運送業）事件・青森地判平成16年12月24日労働判例889号19頁。青森地裁は、「使用者は、被用者に対して、被用者が労務に服する過程を通じてその生命及び健康を害しないよう職場環境について配慮すべき注意義務を負うものであって、労務遂行に関連して被用者の人格的尊厳が侵害され、その労務提供に重大な支障を来す事由が発生することを防ぎ、これが発生したときは適切に対処し、被用者にとって働き易い職場環境を保つように配慮すべき注意義務」と表現する。
- (6) 芝池義一「国家賠償法における過失の二重性」民商法雑誌112巻3号18頁（1995）。芝池は、抽象的に予見される具体的な危険についてプログラミング責任をいう。
- (7) 瀬川信久・判タ1046号72頁以下（2001）は、「Y側は、雇用関係の中で、Aの言動から一般的・抽象的にはその自殺を予見できたということが出来る」と解したうえで最高裁判決に賛成している。
- (8) 過労自殺類型で、自死による逸失利益を賠償範囲に含める裁判例は多い。オタフクソース過労自殺事件・広島地判平成12年5月18日判タ1035号285頁、営業所長過労自殺事件・鹿児島地判平成15年5月19日〔裁判所ウェブサイト〕、新

開社編集次長過労自殺事件・長崎地判平成16年9月27日判時1888号147頁，店長過労自殺事件・最判平成17年3月25日判時1895号99頁，社会保険庁うつ病自殺事件・甲府地判平成17年9月27日判時1915号108頁，スズキうつ病自殺事件・静岡地（浜松支部）判平成18年10月30日判時1970号82頁，山田製作所うつ病自殺事件・熊本地判平成19年1月22日労働判例937号109頁，医師過労自殺事件大阪地判平成19年5月28日判時1988号47頁，山田製作所うつ病自殺事件・福岡高判平成19年10月25日判時2012号129頁，北海道銀行過労自殺事件・札幌高判平成19年10月30日労働判例951号82頁，病院過労自殺事件・東京高判平成20年10月22日労働経済判例速報2023号7頁，出向中過労自殺事件・東京地判平成20年12月8日判タ1319号120頁，農協過労自殺事件・釧路地（帯広支部）判平成21年2月2日判時2056号110頁，マツダ（うつ病自殺）事件・神戸地（姫路支部）判平成23年2月28日労働判例1026号64頁。

その他，職場内いじめ自殺事件類型で，自殺を賠償範囲に含める例に，海上自衛隊いじめ自殺事件・福岡高判平成20年8月25日判時2032号52頁，川崎市水道局いじめ自殺事件・横浜地（川崎支部）判平成14年6月27日判時1805号105頁，同東京高判平成15年3月25日労働判例849号87頁がある。この類型での予見可能性否定例に，海上自衛隊いじめ自殺事件・横浜地判平成23年1月26日労働判例1023号5頁，誠昇会北本共済病院いじめ自殺事件・さいたま地判平成16年9月24日労働判例883号38頁。

- (9) 本判決については，渡邊知行・判時1791号（判例評論524号）191頁，采女・鹿大法学論集37巻1・2合併号37頁以下（2003）。渡邊は，自殺の予見可能性を問うが，従来の判例よりも緩やかに解する。
- (10) 本判決については，采女・鹿大法学論集40巻2号39頁以下（2007）。
- (11) 淡路剛久「差額説・相当因果関係説による不法行為損害論の近時の動向」『新・現代損害賠償法講座6』（日本評論社，1998）19頁，21頁，吉田邦彦『不法行為法等講義録』（信山社，2008）47頁。より根本的には，民法416条類推適用という裁判実務は，不法行為による損害賠償の範囲画定を「大勢ノ例ノ賢明ナル裁判官……任セタガ方安心」と述べた民法起草者の期待にその後の裁判官法学が応える技能を有しなかった証にすぎない（『法典調査会議事速記録5』（商事法務研究会，1984）305頁）。起草者との対話もない奔放な解釈はおよそ「学」

たり得ない。

- (12) 後藤巻則「判批（横浜地判平成18年3月28日）」判時1965号（判例評論581号）170頁。水野謙『因果関係概念の意義と限界』（有斐閣，2000）282頁以下，286頁も，学校全体としてのいじめ防止システムの確立と，それに基づく（プロセス）を通じての予見可能性の有無を問題にする。
- (13) 淡路剛久・前掲21頁。なお，淡路は，交通事故後の自殺と体罰・いじめによる自殺とを区別し，交通事故後の自殺は，不法行為によって生じた損害が因果の連鎖によって拡大した事案として損害賠償の範囲の問題として扱う。また，事故時の自殺の予見可能性を問うのは非現実的な問題の立て方という。
- (14) 平井宜雄『不法行為』（弘文堂，1992）125頁。
- (15) 伊藤進『教育私法論』（信山社，2000）207頁以下。
- (16) 伊藤進『学校事故賠償責任法理』（信山社，2000）108頁以下。
- (17) 市川須美子『学校教育と教育法』（三省堂，2007）42頁。
- (18) 危険性関連説的な見解をとれば，「責任要件（行為の性質）と賠償範囲を切断する」ことができる。参照，窪田充見『不法行為法』（有斐閣，2007）334頁。なお，因果関係論を内包しない過失の理解について，吉田邦彦『民法解釈と揺れ動く所有論』（有斐閣，2000）243頁。
- (19) 澤井裕『事務管理・不当利得・不法行為（第3版）』（有斐閣，2001）204頁，吉村良一『不法行為法（第4版）』（有斐閣，2010）100頁以下など。
- (20) 後藤・前掲173頁。これに対し，自殺に対して単純に具体的予見可能性を要求する説（奥野久雄『学校事故の責任法理』（法律文化社，2004）87頁，163頁）の場合，実際上，自殺という結果に対する学校側の責任は否定される。
- (21) 「事前的評価視点に基づく抽象的危険化段階での行為規範の創造が正当化されるならば，『過失を肯定するためには，具体的危険の予見可能性がなければならない』という命題を絶対視する前提そのものが崩れる」。（潮見佳男『民事過失の帰責構造』（信山社，1995）304頁。）
- (22) 最判平成7年6月9日民集49巻6号，最判平成8年1月23日民集50巻1号1頁（診療当時のいわゆる臨床医学の実践における医療水準）など。稲垣喬『医事訴訟理論の展開』（日本評論社，1992）201頁。
- (23) 水野・前掲書287頁。

- (24) 藤田英典『教育改革』（岩波新書，1997）191頁は、いじめのタイプの時代的変容，タイプごとの対応方法の相違を指摘し，「一面的で規範的な思考のわだち」から抜け出すべきことをいう。
- (25) 岩脇克己・岩脇壽恵・いじめの記憶編集委員会『いじめの記憶 もうだれもいじめないで』（桂書房，2008）など。
- (26) 児童・生徒に危険回避のための方法を学ばせる鹿児島での試みに，法教育研究会「裁判資料を活用した『いじめ』授業プログラム—学校における「法的コミュニケーション」確立のために」（季刊教育法119号から125号まで6回連載），梅野正信・采女博文編『実践いじめ授業 主要事件「判決文」を徹底活用』（エイデル研究所，2001）がある。最近でも，文科省の通知は多い。「いじめの問題への取組の徹底について」（平成18年10月19日，文科初第711号文部科学省初等中等教育局長通知），「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」（平成19年2月5日，文科初第1019号文部科学省初等中等教育局長通知），『平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』結果について」（平成22年9月14日，初児生第25号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）。しかし，通知の内容が教育現場に浸透しているのか確信が持てない。
- (27) 後藤・前掲173頁。